

令和6年度 第5回教育本部理事会

令和6年（2024年）7月11日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
560 功労クロスカントリースキー指導者規程 （目的・資格） 第1条 この規程は、クロスカントリースキー指導員の資格を有し、資格取得後15年以上を経過し、当該年度の1月1日現在65歳以上で加盟団体長が推薦する者を、功労クロスカントリースキー指導員（以下、「功労指導員」という。）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることとする。 （推 薦） 第2条 加盟団体長は、第1条による有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なクロスカントリースキー指導者資格を保有していなければならない、資格が停止または喪失している場合は認められない。 （認 定） 第3条 功労指導員は、理事会において認定する。 （公 認 料） 2 功労指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟へ納入しなければならない。 （認 定 証） 第4条 功労を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。 （特 典） 第5条 功労指導員は、指導者研修会の出席義務が免除される。 （資格の喪失） 第6条 功労指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。 （1）本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき （2）本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があったとき （3）資格の年次登録料を納期までに納入しないとき （4）クロスカントリースキー指導員の資格を喪失したとき （登録料の納期） 第7条 第1条に定める功労指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。 （規程の改廃） 第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 令和3年7月7日 制定	560 功労クロスカントリースキー指導員規程 （目的・資格） 第1条 この規程は、クロスカントリースキー指導員の資格取得後15年以上を経過し、当該年度の1月1日時点65歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、功労クロスカントリースキー指導員（以下、「功労指導員」という。）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることとする。 （任務） 第2条 功労指導員は、クロスカントリースキー指導員の任務に加え、主として指導員の育成・指導を補佐し、助言を与える。 （推薦） 第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なクロスカントリースキー指導員資格を保有していなければならない、推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。 （認定） 第4条 功労指導員は、理事会において認定する。 2 功労指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。 （認定証） 第5条 功労指導員を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。 （指導員研修会の免除） 第6条 功労指導員は、クロスカントリースキー指導員研修会の受講義務が免除される。 （資格の喪失） 第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、功労指導員の資格を喪失する。 （1）本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき （2）資格の年次登録料を納期までに納入しないとき 2 本連盟の規約に違反し、功労指導員としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。 （登録料の納期） 第8条 第1条に定める功労指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。 （規程の改廃） 第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 令和3年7月7日 制定 令和6年7月11日 改正	クロスカントリー準指導員制度は廃止されたため「指導者」→「指導員」 文言整理 任務を追加 指導活動ができることを明記 以下条番号繰り下げ 営業日基準とした 推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められないことを明確にした 誤植の修正 語句整理 語句整理 「特典」→「指導員研修会の免除」 文言整理 誤植の修正